

岐阜県警察訓令第6号

各所属長

岐阜県警察本部庁舎の管理及び運用に関する訓令を次のように定める。

平成18年2月1日

岐阜県警察本部長 大園 猛志

岐阜県警察本部庁舎の管理及び運用に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岐阜県警察本部庁舎（岐阜市藪田南二丁目1番1号に所在するものに限る。以下「本部庁舎」という。）の管理及び運用に関し、岐阜県庁内管理規則（昭和60年岐阜県規則第70号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 本部庁舎

本部庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(2) 執務室

本部庁舎内の各所属において、業務を行う事務室、附属する室等をいう。

(3) 共用部分

警察職員又は本部庁舎内に勤務する場所を有する者（以下「職員等」という。）が共用する室及び場所をいう。

(庁舎管理者)

第3条 本部庁舎の適正な管理及び運用を図るため、庁舎管理者を置き、総務室長をもって充てる。

2 庁舎管理者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の職務を補佐し、本部庁舎の管理及び運用に関する事務を総括する。

3 庁舎管理者は、総務室装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）に庁舎管理に関する事務を補佐させることができる。

4 庁舎管理者は、勤務時間（岐阜県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年岐阜県警察訓令第10号）第3条に規定する日勤制通常勤務者の勤務時間をいう。以下同じ。）外の本部庁舎の管理については、当直長（岐阜県警察処務規程（平成14年岐阜県警察訓令第3号）第31条第2項に規定する本部当直長をいう。以下同じ。）にさせることができる。

(使用責任者)

第4条 執務室、共用部分及び他に属さない室（以下「執務室等」という。）に使用責任者を置く。

2 使用責任者は、別表のとおりとする。

3 使用責任者は、執務室等の自主的管理に当たり、その適正な管理及び運用のため必要がある場合は、細部事項を別に定めることができる。

4 使用責任者は、執務室等の管理に関する事務を補助させるため、補助者を指名することができる。

(出入口の開閉)

第5条 本部庁舎の出入口は、2階正面玄関、連絡通路及び1階玄関とし、開門から閉門時間は岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する休日を除き、2階正面玄関は午前8時から午後6時15分まで、連絡通路は午前8時から午後6時45分まで、1階玄関は午前7時から午後6時30分までとする。ただし、本部長が特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

2 1階玄関の閉門後に本部庁舎に出入りしようとする者については、1階南側通用口を使用するほか、第8条第3項から第5項までに定める手続等によらなければならない。

(本部庁舎の警戒警備)

第6条 庁舎管理者は、本部庁舎の防護及び火災、盗難等の各種事故等を防止するため、本部庁舎の巡回及び立番要員を指定し、警戒警備を行わせるものとする。

2 警戒警備の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入庁者の確認及び受付)

第7条 本部庁舎の出入口に受付を設置し、受付勤務員を配置する。

2 受付勤務員は、入庁者の確認、受付、案内等を行うものとする。

(本部庁舎への出入り)

第8条 本部庁舎の入庁管理は、原則として、通行証又は入庁証（以下「通行証等」という。）により行うものとする。

2 本部長は、庁舎管理上支障がないと認めた者に対し、あらかじめ通行証を貸与することができる。

3 前項の通行証の貸与を受けている者が本部庁舎に入庁する場合は、受付勤務員に通行証を提示するものとする。ただし、次に掲げる場合は通行証の代わりに警察手帳を用いることができる。

- (1) 外部執行先等から急きよ来庁する場合
- (2) 昇任試験、会議等多数の警察官が参集する場合
- (3) その他庁舎管理者が必要と認める場合

4 庁舎管理者（勤務時間外にあっては当直長。以下「庁舎管理者等」という。）は、通行証の貸与を受けていない者が入庁する場合は、受付において入庁証を貸与し、入庁させるものとする。

5 庁舎管理者等は、入庁者に対して、他者から通行証等又は警察手帳が明確に視認できるよう装着させるものとする。

なお、通行証等及び警察手帳は脱落防止の措置を講じ、亡失防止の徹底を図ること。

(鍵の管理)

第9条 庁舎管理者等は、本部庁舎の鍵を管理するものとする。ただし、庁舎管理者等が鍵を貸与した場合は、使用責任者その他の鍵の貸与を受けた所属長（以下「使用責任者等」という。）が管理するものとする。

2 庁舎管理者等及び使用責任者等は、鍵の紛失、損傷等の防止のため、その保管及び管理に万全を期さなければならない。

(通行証等の管理)

第10条 通行証等の管理は、貸与を受けた者が行うものとする。

2 通行証等の貸与を受けた者は、通行証等の紛失、損傷等の防止のため、その保管及び管理に万全を期さなければならない。

3 庁舎管理者は、通行証等の貸与の必要がなくなった者（警察職員を除く。）については、速やかに通行証等を返納させるものとする。

（禁止行為の許可）

第 11 条 本部長は、県規則第 2 条第 3 項に基づき同条第 2 項に定める庁内行為の許可を申請する者に対し、必要な条件を付して許可することができる。

（退去命令等）

第 12 条 本部長は、第 8 条に規定する入庁手続を経ていない者等庁舎管理上、支障がある行為を行った者又は行為を行うおそれのある者に対して、本部庁舎への立入りの禁止、本部庁舎からの退去命令等必要な措置をとることができる。

（緊急時の措置）

第 13 条 庁舎管理者は、次に掲げる事態が生じ、かつ、庁舎管理上必要と認めた場合は、警察職員を招集し、本部庁舎の防護等所要の措置を講じなければならない。

(1) 本部庁舎及びその周辺において、集団不法行為が行われ、又は行われるおそれがある場合

(2) 団体又は多数の威力を示して、抗議、陳情等が行われ、又は行われるおそれがある場合

(3) 本部庁舎及びその周辺において、火災、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合

(4) その他庁舎管理上何らかの措置を講ずる必要が認められる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

（防火管理）

第 14 条 本部庁舎における防火管理については、別に定めるものとする。

（会議室の使用）

第 15 条 本部庁舎内の会議室（各部（室）の用に供する会議室を除く。）を使用するときは、あらかじめ装備施設課長の承認を受けなければならない。ただし、勤務時間外における緊急の場合は、当直長の承認を受けるものとする。

（駐車場の管理等）

第 16 条 庁舎管理者は、本部庁舎における車両の駐車場所を指定することができる。

2 庁舎管理者は、本部庁舎の管理のため必要があると認めるときは、通行制限や駐停車禁止、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

3 庁舎管理者は、公用車駐車を管理するため設置する車路管制装置を作動させる I D カード（以下「I D カード」という。）を必要とする所属長に対し、I D カードを貸与するものとする。

4 所属長は、貸与を受けた I D カードの管理者を指定し、I D カードの紛失、損傷等の防止のため、その保管及び管理に万全を期さなければならない。

5 庁舎管理者は、I D カードの貸与が不要となった場合には、直ちに I D カードを返納させるものとする。

（報告）

第 17 条 所属長は、所属職員による次に掲げる事故等が発生した場合は、直ちに庁舎管理者に報告しなければならない。

- (1) 本部庁舎を毀損した場合
- (2) 執務室等の鍵を紛失又は損傷した場合
- (3) 通行証等を紛失又は損傷した場合
- (4) IDカードを紛失又は損傷した場合
- (5) その他庁舎管理者の把握が必要と認められる場合

2 前項の報告を受けた庁舎管理者は、速やかに庁舎管理上必要な措置を講じなければならない。

(遵守事項)

第 18 条 職員等は、本部庁舎の保全及び環境の美化に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 庁舎管理者の承認を得ることなく、本部庁舎の構造を変更し、若しくは改造し、又は工作物を設置しないこと。
- (2) 火気の取扱いに注意し、火災の予防に努めること。
- (3) 節電、節水等省エネルギーに努めること。
- (4) 新たに電気器具及び火気を伴う器具を使用しようとする者は、庁舎管理者に申請し、承認を受けること。
- (5) 施設を私的に使用しないこと。
- (6) その他庁舎管理者が本部庁舎の管理及び運用に関し指示する事項

(委任)

第 19 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則 (平成18年岐阜県警察訓令第6号)

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年岐阜県警察訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年岐阜県警察訓令第21号)

この訓令は、平成27年12月15日から施行する。

別表 使用責任者

区 分	使用責任者
公安委員会室、公安委員会応接室及び公安委員会執務室	総務課長
警察本部長室及び控室	総務課長
各部長室	各部主管課長
総務室長室及び総務室応接室	会計課長
首席監察官室	監察課長
組織犯罪対策統括官室	組織犯罪対策課長
各部（室）の用に供する室	各部（室）主管課長
各所属の用に供する室	各所属長
らびいギャラリー及び警察記者クラブ	広報県民課長
総合当直室、仮眠室(1)及び女子仮眠室	警務課長
売店及び自動販売機コーナー	厚生課長
他に属さない室及び共用部分	装備施設課長